

静岡県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年8月6日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸
静岡県監査委員 大 石 哲 司

第1 監査の概要

令和3年6月3日から7月8日までに実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 浜松技術専門校

ア 監査実施日 令和3年6月23日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 業務委託の不適切な事務処理及び点検結果報告に対する不適切な管理

(2) 田子の浦港管理事務所

ア 監査実施日 令和3年6月8日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 港湾占用料の徴収誤り
注意 港湾施設用地貸付料の算定誤り

(3) 掛川西高等学校

ア 監査実施日 令和3年6月24日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り

2 監査結果がない機関

(1) 富士健康福祉センター〔富士保健所、富士児童相談所、富士知的障害者更生相談所〕（監査実施日 令和3年6月23日）

- (2) 女性相談センター（監査実施日 令和3年6月17日）
- (3) 三方原学園（監査実施日 令和3年6月28日）
- (4) 精神保健福祉センター（監査実施日 令和3年6月23日）
- (5) 磐田学園（監査実施日 令和3年6月18日）
- (6) 食肉衛生検査所（監査実施日 令和3年7月8日）
- (7) 農林技術研究所〔病害虫防除所〕（監査実施日 令和3年6月24日）
- (8) 農林技術研究所 茶業研究センター（監査実施日 令和3年6月23日）
- (9) 農林技術研究所 果樹研究センター（監査実施日 令和3年6月23日）
- (10) 農林大学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (11) 企業局西部事務所（監査実施日 令和3年7月8日）
- (12) 静西教育事務所（監査実施日 令和3年6月18日）
- (13) 中央図書館（監査実施日 令和3年6月3日）
- (14) 総合教育センター（監査実施日 令和3年6月23日）
- (15) 焼津青少年の家（監査実施日 令和3年7月8日）
- (16) 観音山少年自然の家（監査実施日 令和3年6月28日）
- (17) 三島北高等学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (18) 沼津工業高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (19) 吉原高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (20) 富士高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (21) 清水東高等学校（監査実施日 令和3年6月17日）
- (22) 清水西高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (23) 清水南高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (24) 静岡高等学校（監査実施日 令和3年6月3日）
- (25) 駿河総合高等学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (26) 掛川東高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (27) 池新田高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (28) 袋井商業高等学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (29) 磐田農業高等学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (30) 浜松湖南高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (31) 浜松江之島高等学校（監査実施日 令和3年6月23日）
- (32) 静岡視覚特別支援学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (33) 浜松視覚特別支援学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (34) 浜松聴覚特別支援学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (35) 沼津特別支援学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (36) 浜松特別支援学校（監査実施日 令和3年7月8日）
- (37) 清水南高等学校中等部（監査実施日 令和3年6月23日）

(38) 富士警察署（監査実施日 令和3年6月8日）

(39) 静岡中央警察署（監査実施日 令和3年6月23日）

(40) 磐田警察署（監査実施日 令和3年7月8日）

(41) 浜松東警察署（監査実施日 令和3年7月8日）

（別表）監査結果の概要

【定期監査（出先機関）】

監査箇所	区分	概要	
浜松技術専門校	注意	件名	業務委託の不適切な事務処理及び点検結果報告に対する不適切な管理
		内容	<p>浜松技術専門校は、令和2年度消防用設備等点検業務委託契約（契約額401,500円）において、次のとおり不適切な事務を行っていた。</p> <p>1 消防用設備等点検業務委託において、設計額の基礎となる数量と仕様書の数量が異なっており、設計書が不適切であった。点検すべき数量も実績と異なっていた。</p> <p>また、点検業務のほかに防災訓練支援業務を委託しているが、設計書に項目及び経費を計上していなかった。</p> <p>2 再委託の承認の際、再委託業者の消防設備点検資格の有無、再委託する範囲及び理由を確認していなかった。</p> <p>3 消防設備の点検結果報告書の検査実施数量等が仕様書と異なっているにもかかわらず、報告書を受理、承認していた。</p> <p>また、防災訓練支援業務の履行状況を確認できる書類がなかった。</p> <p>4 点検結果報告書で、機器の不作動が報告されているにも関わらず、修理を行わず、放置していた。</p>
田子の浦港管理事務所	指摘	件名	港湾占用料の徴収誤り
		内容	田子の浦港管理事務所は、平成28年度から令和2年度までの間、港湾占用料の徴収において、減免等の適用及び算定を誤り、過徴収9件1,996,016円及び還付加算金3件83,100円が発生した。
田子の浦港管理事務所	注意	件名	港湾施設用地貸付料の算定誤り
		内容	田子の浦港管理事務所は、平成29年度から令和2年度までの間、港湾施設用地貸付料1件の算定を誤り、331,302円の徴収不足が発生した。
掛川西高等学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り
		内容	<p>掛川西高等学校は、令和2年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇の付与に際し、令和元年度分の年次有給休暇残日時を繰り越さなかったため、付与日数に誤りが生じた。</p> <p>また、別の非常勤職員が令和元年度に年次有給休暇を請求する際、請求簿の期間及び残時間数を誤って記載し請求したが、同校は、請求を承</p>

		<p>認する際、その誤りに気付かず、当該職員の年次有給休暇請求簿の残時間数の記載が過少となっていたため、当該職員がその後に休んだ際に、同校は年次有給休暇が残っているにもかかわらず、欠勤と処理していた。このため、当該職員に対して非常勤職員報酬等の支払いが7,678円過少となっていた。</p>
--	--	---